

特許権	判決年月日	令和5年11月14日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10113号		
○ 引用発明が最低輝度の維持制御技術を有するものであるとしても、本件補正発明(及び補正前の本願発明)における照度輝度比例構成の採用を必然的に否定するものではなく、当該構成は当業者が容易に想到し得たとして、進歩性を欠くとした審決の判断が維持された事例。				

(事件類型) 審決取消(特許)請求事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 特許法29条2項

(審決) 不服2022-4857号

### 判 決 要 旨

1 原告らは、発明の名称を「表示装置」とする発明について特許出願したところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求するとともに、特許請求の範囲の請求項1を変更する旨の補正書を提出した。特許庁は、同補正に係る発明は特許法29条2項により特許を受けることができないとして、当該補正を却下した上、補正前の本願発明も同項により特許を受けることができないとし、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。本件は、原告らが本件審決の取消しを求めた事案である。

2 原告らは、取消事由1(本件審決が認定した相違点1及び2の容易想到性の判断の誤り)に関して、①有機発光表示装置がランベルト分布に近い発光分布を持つとはいえないこと、②引用文献1(引用発明)における照度値と放射輝度が比例関係(比例定数 $\rho/\pi$ )とはいえないこと、③引用文献3から技術常識3が認定できないこと、④引用文献7及び8から認定された技術常識2は表示装置の制御に適用できる技術常識ではないことを主張する。

しかし、引用文献の記載や証拠を踏まえると、原告らのこれらの主張はいずれも採用することができない。

3 また、原告らは、取消事由1に関して、⑤引用発明(引用文献1)は周囲光の照度がしきい値を下回るときに最低輝度を維持するような制御をするもの(最低輝度の維持制御技術)であり、本件補正発明のように照度と放射輝度が比例関係となるような構成(照度輝度比例構成)を採用することには阻害要因があると主張する。

しかし、引用文献1の記載に鑑みれば、引用発明における最低輝度の維持制御技術の位置づけは「一実施形態」であり、本来の目的との関係で必須のものとはされておらず、最低輝度の維持制御技術と照度輝度比例構成とは、技術思想とし

て両立・並存するものであるから、引用発明が最低輝度の維持制御技術を有するものであるとしても、照度輝度比例構成の採用を必然的に否定するような関係にはない。本件発明のように紙の光学特性を模倣して照度と輝度を比例関係として構成することは、引用発明においても阻害要因であるとはいえず、当業者が容易に想到し得たと認められる。

4 原告らは、取消事由2（本件補正発明が顕著な効果を奏することに関する判断の誤り）を主張するが、原告らが主張する本件補正発明の効果は、あたかも表示装置が紙のような印刷媒体であるかのような感覚を与えることができるということに尽きるところ、当業者は引用文献1の記載事項及び技術常識からこれを十分に予測可能なものであり、その顕著性も認められない。

5 以上により、原告らの主張する取消事由はいずれも理由がないから、原告らの請求をいずれも棄却する。

以上